

案内図板チェック表

届出 担当者等 連絡先	
-------------------	--

許可番号

- ★特別規制地域で案内図板を設置する場合
- ★後退距離規制適用地域で自家広告物以外の野立広告物を設置する場合

※焼津市では静岡県屋外広告物条例を運用しております。案内図板の詳細な説明につきましては、静岡県ホームページ「野立て案内図板設置の手引き～設置許可の基準と考え方～」を参照してください。

規則による基準

下記の表の該当箇所へ✓願います。また、「※」箇所への記入も願います。
なお、該当がない箇所は「-」を記入願います。

確認書類	基準		申請者✓	焼津市✓
			確認	確認
位置図	定義	事業所等が主要な道路に接していない等、やむをえない場合に、事業所へ案内・誘導するものである ※幹線道路沿いに立地している事業所への案内図板を、その幹線道路に掲出できない。 		
	距離	設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内 ※【距離: km】		
写真等	相互間距離	相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上		
設計図	高さ	高さは地上5メートル以下 ※【高さ: m】		
	面積	(特別)片面3㎡以内 ※ 縦 m × 横 m = ㎡ (後退)片面5㎡以内 ※ 縦 m × 横 m = ㎡ ※裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりくっつけて表示していること		
		(特別)3㎡×3㎡はNG 1.5㎡×1.5㎡ならOK (後退)5㎡×5㎡はNG 2.5㎡×2.5㎡ならOK 		
	矢印表示	地図又は矢印が表示されている 幹線道路沿いに事業所がある場合、直進で誘導していない		
	案内表示	案内表示の面積は1/3以上である ※【全体の面積 ㎡】 ※【案内表示 ㎡】		
		※案内表示とは、案内広告に表示された地図・矢印・設置場所から事業所までの距離、案内又は誘導を目的とした表示のこと。		
	写真・絵	写真・絵(イラスト・商標等)の面積は1/3以下 ※【イラスト面積 ㎡】		
		写真や絵に重ねて、文字・地図・矢印が表示されていない		
	地の色彩	彩度8以下、明度3以上 ※【彩度: 以下】 ※【明度: 以上】		
		※案内広告に地とは、文字・地図・矢印、写真及び絵以外の部分。		
電飾設備	動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)が使用されていない			
協同看板	(特別)片面10㎡以内、1者あたり2㎡以内			
	(後退)片面15㎡以内、1者あたり3㎡以内			
	裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりとつけて表示しており、裏も5以上の協同看板である			

内容

審査印		結果	可・否
-----	--	----	-----